

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン(下里川南地区)

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
田村市	下里川南地区	令和5年3月14日	

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	7.73	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	6.76	ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.37	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.10	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.08	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.25	ha
(備考) アンケート実施日:令和4年7月 アンケート送付数:49戸 回収数:42戸 (回収率86%) ※④について、中心的経営体に集積していく方針であるが、ほ場整備実施にあたり現在調整を行っている段階。		

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」

欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

- 農地は小規模・不整形であるとともに、耕作者の所有地も分散しており機械化体系に支障をきたしている。
- 高齢化・過疎化が進み、耕作放棄地の拡大や農業の衰退が進んでいる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 課題解決のため、現在地域内において基盤整備事業を計画中。
- 基盤整備完了後は、地域内の認定農業者を中心とした担い手へ農地を集積・集約化していく。
- 農地利用調整にあたり、農地中間管理機構を活用していく方針である。
- 新規就農者の受け入れ及び育成を推進していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A氏	水稻	0.40 ha	水稻	3.50 ha	下里川南地区
認農	B氏	水稻 ピーマン(露)	0.50 ha 0 ha	水稻 ピーマン(露)	1.40 ha 0.10 ha	下里川南地区
認農	C氏	水稻 ピーマン(露) ピーマン(施)	0.50 ha 0 ha 0 ha	水稻 ピーマン(露) ピーマン(施)	1.50 ha 0.10 ha 0.05 ha	下里川南地区
計	3人		1.40 ha		6.65 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、下里川南地区において農地の大区画化の基盤整備に取り組む。
基盤整備実施後は、下里川南地区内の担い手へ農地を集積・集約化していくため、農地中間管理機構を活用していく。
米以外に、下里川南地区内において高収益作物(ピーマン)の生産に取り組む。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4	調 整 中			
5				
6				
7				
8				
13				
14				
	計	0		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。